

静岡県社会福祉協議会こどもの居場所応援基金事業費助成金交付要綱

第1 趣旨

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、こどもの居場所の運営を支援するため、こどもの居場所を運営する団体等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによるほか、静岡県補助金交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）に基づく県補助金の例による。

第2 定義

(1) この要綱において「こどもの居場所」とは、無料又は低額な料金で地域のこどもを対象に行う活動であって、次のいずれかに該当するもの（市町等から委託を受けて行っている事業を除く。）を行う場所をいう。

ア 食事の提供

イ 学習習慣の定着、基礎的な学力向上等のための自主学習の支援

ウ 自由に遊び、くつろぐことができる場の提供

エ アからウまでに掲げるもののほか、こども同士又は地域住民との交流等を行う場の提供

(2) この要綱において「こども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

第3 助成対象者

(1) こどもの居場所の開催

助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ア 県内でこどもの居場所を運営する団体又は個人（以下「団体等」という。）であること

イ 年間6回以上の実施計画を有すること

(2) 夏休み期間中（7月20日～8月31日）に食事の提供を行うこどもの居場所の開催

助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ア 県内で食事を提供するこどもの居場所を運営する団体等であること

イ 年間12回以上の実施計画を有し、そのうち夏休み期間（7月20日～8月31日）に6回以上の実施計画を有すること

(3) こどもの居場所がない小学校区における居場所の立上げ

助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ア 当該年度の4月1日時点でこどもの居場所がない小学校区において、当該年度に新たにこどもの居場所を設置する団体等

イ 初回開催日から1年間に6回以上の居場所開催の実施計画を有すること

第4 助成の対象及び助成額

助成の対象及び助成額は、別表に掲げるとおりとする。なお、第3の(1)、(2)及び(3)の各区分に

該当する場合に加え、これらの区分のいずれか複数を組み合わせて取り組む場合も、別表「事業の区分」欄の該当する区分ごとに助成の対象となるものとする。

第5 助成の回数

- ア 同一の団体等に対する助成は、別表「事業の区分」欄の(1)及び(2)のそれぞれで5回を超えないものとする。
- イ 別表「事業の区分」欄の(3)については、同一団体等による同一小学校区における申請は一回限りとする。
- ウ 別表「事業の区分」欄の(3)については、同一小学校区において複数の団体から申請があった場合は、それぞれの申請を個別に受け付けるものとする。

第6 助成の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 団体等概要（様式第4号）
- オ その他会長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第7 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ会長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 助成事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第8 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第5号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他会長が必要と認める書類

第9 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第6号）
- イ 収支決算書（様式第3号）
- ウ その他会長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月7日のいずれか早い日まで

第10 請求の手続

(1) 提出書類 1部

- 請求書（様式第7号）

(2) 提出期限

助成金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第11 概算払

助成決定団体から概算払請求があった場合、会長は、財政状況及び助成団体の資金状況等により概算払を行うことができる。

(1) 請求手続

提出書類 1部

- ア 概算払請求書（様式第7号）

(2) 概算払の決定

会長は、概算払の決定をしたときは、速やかに、申請団体に通知するものとする。

第12 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

助成対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該助成金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に助成金所要額を助成対

象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを助成金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を助成金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う助成金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）により速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを社会福祉法人静岡県社会福祉協議会に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和5年度分の助成金から適用する。ただし、この要綱の施行の日前に申請を受け付けた事務については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和6年度分の助成金から適用する。

附 則

この改正は、令和7年度分の助成金から適用する。

附 則

この改正は、令和8年度分の助成金から適用する。

別表

事業の区分	助成対象経費	助成基準額	同一団体への補助回数	助成額
(1) こどもの居場所の開催	需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費その他県社協の長が必要と認める経費。ただし、人件費及び旅費は除く。	100千円を限度として県社協の長が別に定める額	5回を超えないものとする	助成対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と、助成基準額とを比較して少ない方の額以内とする。
(2) 夏休み期間中（7月20日～8月31日）に食事の提供を行うこどもの居場所の開催		100千円を限度として県社協の長が別に定める額	5回を超えないものとする	
(3) こどもの居場所がない小学校区における居場所の立上げ	旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費その他県社協の長が必要と認める経費。ただし、人件費は除く。	200千円を限度として県社協の長が別に定める額	同一小学校区で1回限り	

